

資料編

日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用量の推計及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、介護保険法第117条により、日常生活圏域ごとの各サービスの利用量の見込みと、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることとなっています。

第5期計画期間においては、各日常生活圏域における要支援・要介護認定者数を基に、各サービスの必要利用量等を次のとおり推計しました。

(1) 地域密着型サービスの利用量の推計

■ 平成24年度

日常生活圏域名	定期巡回・随時 対応型訪問 介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特 定施設入居者 生活介護	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	複合型 サービス	介護予防 認知症対応型 通所介護	介護予防小規 模多機能型 居宅介護	介護予防 認知症対応型 共同生活介護	
	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	
北区	北①	5	89	1,003	121	192	25	44	6	1	1	0
	北②	4	67	757	91	145	19	33	4	1	1	0
	北③	9	144	1,624	196	310	40	71	9	2	2	1
	北④	6	96	1,085	131	207	27	47	6	1	1	0
	北⑤	6	105	1,187	143	227	29	52	7	1	1	0
	北⑥	7	111	1,252	151	239	31	54	7	1	1	0
上京区	上京①	7	116	1,313	158	251	32	57	7	1	2	0
	上京②	7	116	1,308	158	250	32	57	7	1	2	1
	上京③	8	134	1,517	183	290	37	66	8	1	2	1
	上京④	7	110	1,239	149	237	30	54	7	1	2	1
左京区	左京①	1	21	234	28	45	6	10	1	0	0	0
	左京②	4	64	718	87	137	18	31	4	1	1	0
	左京③	8	126	1,423	172	272	35	62	8	1	2	1
	左京④	0	5	54	6	10	1	2	0	0	0	0
	左京⑤	2	37	415	50	79	10	18	2	0	0	0
	左京⑥	7	103	1,164	140	223	29	51	6	1	1	0
	左京⑦	6	96	1,082	131	207	27	47	6	1	1	0
	左京⑧	6	102	1,147	138	219	28	50	6	1	1	0
	左京⑨	8	123	1,389	168	266	34	60	8	1	2	0
	左京⑩	6	100	1,123	135	215	28	49	6	1	1	0
中京区	中京①	7	113	1,279	154	244	32	56	7	1	2	0
	中京②	8	127	1,431	173	274	35	62	8	1	2	0
	中京③	4	57	643	78	123	16	28	3	0	1	0
	中京④	5	81	912	110	174	23	40	5	1	1	0
	中京⑤	4	57	645	78	123	16	28	3	1	1	0
	中京⑥	4	72	818	99	156	20	36	5	1	1	0
東山区	東山①	7	104	1,169	141	223	29	51	6	1	1	0
	東山②	5	86	970	117	185	24	42	5	1	1	0
	東山③	4	72	810	98	155	20	35	5	1	1	0
山科区	山科①	6	105	1,183	143	226	29	52	6	2	2	1
	山科②	5	76	852	103	163	21	37	5	1	1	0
	山科③	8	125	1,405	170	269	35	61	8	2	2	1
	山科④	6	94	1,057	128	202	26	46	6	1	1	0
	山科⑤	6	105	1,180	142	225	29	51	6	1	2	0
下京区	下京①	5	76	873	105	167	21	38	5	1	1	0
	下京②	4	65	731	88	140	18	32	4	1	1	0
	下京③	4	57	646	78	124	16	28	3	1	1	0
	下京④	5	84	945	114	181	23	41	5	1	1	0
	下京⑤	6	99	1,117	135	213	27	49	6	1	0	0
南区	南①	7	110	1,235	149	236	30	54	7	1	2	0
	南②	5	86	968	117	185	24	42	5	1	1	0
	南③	7	107	1,201	145	230	30	52	6	1	2	1
	南④	4	70	792	96	151	19	35	4	1	1	0
	南⑤	4	71	795	96	152	20	35	4	1	1	0
右京区	右京①	7	111	1,255	151	240	31	55	7	1	2	1
	右京②	3	52	582	70	111	14	25	3	1	1	0
	右京③	5	76	858	104	164	21	37	5	1	1	0
	右京④	5	85	954	115	182	23	42	5	0	2	1
	右京⑤	4	72	807	97	154	20	35	4	1	1	0
	右京⑥	3	56	627	76	120	15	27	3	0	1	0
	右京⑦	5	83	936	113	179	23	41	5	1	1	0
	右京⑧	5	73	826	100	158	20	36	4	1	1	0
	右京⑨	4	73	818	99	156	20	36	4	1	1	0
	右京⑩	3	47	527	64	101	13	23	3	1	1	0
	右京⑪	6	91	1,031	124	197	25	45	6	1	1	0
西京区	西京①	7	114	1,285	155	246	32	56	7	1	2	0
	西京②	7	110	1,235	149	236	30	54	7	2	2	1
	西京③	4	59	665	80	127	16	29	4	1	1	0
	西京④	3	56	627	76	120	15	27	3	1	1	0
洛西支所	洛西①	6	101	1,143	138	218	28	50	6	1	2	0
	洛西②	6	102	1,144	138	219	28	50	6	1	2	0
伏見区	伏見①	5	77	864	104	165	21	38	5	1	1	0
	伏見②	4	61	688	83	131	17	30	4	1	1	0
	伏見③	4	72	809	98	155	20	35	4	1	1	0
	伏見④	3	53	597	72	114	15	26	3	1	1	0
	伏見⑤	5	83	939	113	180	23	41	5	1	1	0
	伏見⑥	5	74	830	100	159	20	36	4	1	1	0
	伏見⑦	5	82	921	111	176	23	40	5	1	1	0
	伏見⑧	7	114	1,281	155	245	31	56	7	1	2	0
深草支所	深草①	6	94	1,056	127	202	26	46	6	2	2	0
	深草②	7	116	1,313	158	251	32	57	7	1	2	1
	深草③	5	82	919	111	176	23	40	5	1	2	0
醍醐支所	醍醐①	4	60	679	82	130	17	30	4	1	1	0
	醍醐②	3	51	574	69	110	14	25	3	1	1	0
	醍醐③	5	77	870	105	166	21	38	5	1	1	0
	醍醐④	5	81	910	110	174	22	40	5	1	1	0
合計	400	6,502	73,261	8,840	14,004	1,800	3,192	396	75	96	12	

■ 平成25年度

日常生活圏名	定期巡回・随時 対応型訪問 介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特 定施設入居者 生活介護	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	複合型 サービス	介護予防 認知症対応型 通所介護	介護予防小規 模多機能型 居宅介護	介護予防 認知症対応型 共同生活介護	
	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	
北区	北①	11	91	1,018	152	234	35	53	7	1	2	0
	北②	8	68	767	113	176	26	40	4	1	2	0
	北③	18	146	1,646	246	379	57	86	12	2	3	1
	北④	12	98	1,100	164	253	38	58	8	1	1	0
	北⑤	13	107	1,204	180	277	41	63	9	1	2	0
	北⑥	14	113	1,269	189	292	44	66	9	1	1	0
上京区	上京①	14	118	1,331	199	306	46	69	8	1	2	0
	上京②	14	118	1,327	198	305	46	69	9	0	2	1
	上京③	17	137	1,538	229	354	53	80	11	2	2	1
	上京④	13	112	1,257	187	289	43	66	9	1	2	1
左京区	左京①	3	21	238	35	55	8	12	2	0	0	0
	左京②	8	65	728	109	168	25	38	5	1	1	0
	左京③	16	128	1,443	215	332	50	75	10	0	2	1
	左京④	1	5	55	8	12	2	3	0	0	0	0
	左京⑤	4	37	421	63	97	13	22	3	0	0	0
	左京⑥	13	105	1,180	176	272	41	62	8	1	2	0
	左京⑦	12	98	1,097	164	252	38	57	8	1	2	0
	左京⑧	12	103	1,164	173	268	40	61	8	1	2	0
	左京⑨	15	125	1,409	210	324	47	74	10	1	2	0
	左京⑩	12	101	1,139	170	262	39	59	8	1	2	0
中京区	中京①	14	115	1,297	192	298	45	68	9	1	2	0
	中京②	16	129	1,451	216	334	50	76	10	1	2	0
	中京③	7	58	653	97	150	22	34	5	1	1	0
	中京④	10	82	924	138	213	32	48	7	1	1	0
	中京⑤	7	58	654	97	150	22	34	5	1	1	0
	中京⑥	9	74	829	124	191	29	43	6	1	2	0
東山区	東山①	13	105	1,185	177	273	41	62	8	1	1	0
	東山②	11	87	983	147	226	34	51	7	1	2	0
	東山③	9	73	822	123	189	28	43	6	1	1	0
山科区	山科①	13	107	1,199	179	276	41	63	9	2	3	1
	山科②	9	77	864	129	199	30	45	6	1	2	0
	山科③	15	127	1,424	211	328	49	74	10	2	3	1
	山科④	12	95	1,072	160	247	37	56	8	1	2	0
	山科⑤	13	106	1,196	178	275	41	62	9	1	2	0
下京区	下京①	10	79	885	132	204	30	46	6	1	1	0
	下京②	8	66	741	110	170	25	39	5	1	1	0
	下京③	7	58	655	98	151	23	34	5	1	1	0
	下京④	10	85	958	143	219	33	50	7	1	1	0
	下京⑤	12	101	1,132	169	260	39	59	8	1	2	0
南区	南①	13	111	1,252	187	288	43	65	9	1	2	0
	南②	11	87	982	146	226	34	51	7	1	1	0
	南③	13	108	1,218	182	280	42	64	9	1	2	1
	南④	9	71	803	120	185	28	42	6	1	1	0
	南⑤	9	72	806	120	185	28	42	6	1	1	0
右京区	右京①	14	113	1,272	190	293	44	66	9	1	2	1
	右京②	6	53	590	88	136	20	31	4	1	1	0
	右京③	9	78	870	130	200	30	45	6	1	2	0
	右京④	10	86	968	144	223	33	50	7	2	2	1
	右京⑤	9	73	819	122	188	28	43	6	1	1	0
	右京⑥	7	57	635	95	146	22	33	5	1	1	0
	右京⑦	10	85	949	142	218	33	50	7	1	1	0
	右京⑧	9	74	837	125	193	29	44	6	1	2	0
	右京⑨	9	74	829	124	191	29	43	6	1	1	0
	右京⑩	6	48	534	80	123	18	28	4	1	1	0
	右京⑪	11	93	1,045	156	240	36	55	7	1	2	0
西京区	西京①	14	116	1,303	194	300	45	68	9	1	2	0
	西京②	13	112	1,252	187	288	43	65	9	2	2	1
	西京③	7	60	674	101	155	23	35	5	1	1	0
	西京④	7	57	635	95	146	22	33	5	1	1	0
洛西支所	洛西①	12	103	1,159	173	267	40	60	8	1	2	0
	洛西②	12	103	1,160	173	267	40	61	8	1	2	0
伏見区	伏見①	9	78	876	131	202	30	46	6	1	2	0
	伏見②	8	62	697	104	160	24	36	5	1	2	0
	伏見③	9	73	820	122	189	28	43	6	1	1	0
	伏見④	7	54	606	90	139	21	32	4	1	1	0
	伏見⑤	10	85	952	142	219	33	50	7	1	2	0
	伏見⑥	9	75	842	126	194	29	44	6	1	1	0
	伏見⑦	10	83	934	139	215	32	49	7	1	1	0
	伏見⑧	14	116	1,299	194	299	45	68	9	1	2	0
深草支所	深草①	12	95	1,070	160	246	37	56	8	2	3	0
	深草②	14	119	1,331	199	306	46	69	9	2	2	1
	深草③	10	83	932	139	214	32	49	7	1	2	0
醍醐支所	醍醐①	7	61	688	103	158	24	36	5	1	1	0
	醍醐②	6	52	582	87	134	20	30	4	1	1	0
	醍醐③	10	78	882	132	203	30	46	6	1	1	0
	醍醐④	10	82	923	138	212	32	48	7	1	2	0
合計	800	6,608	74,281	11,080	17,088	2,556	3,876	528	79	120	12	

■ 平成26年度

日常生活圏名	定期巡回・随時 対応型訪問 介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特 定施設入居者 生活介護	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	複合型 サービス	介護予防 認知症対応型 通所介護	介護予防小規 模多機能型 居宅介護	介護予防 認知症対応型 共同生活介護	
	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	
北区	北①	16	92	1,031	182	281	40	86	9	1	2	0
	北②	12	70	778	138	212	30	65	7	1	2	0
	北③	27	149	1,669	295	454	64	139	15	2	3	1
	北④	18	100	1,115	197	304	43	93	10	1	1	0
	北⑤	19	109	1,220	216	332	47	101	11	1	2	0
	北⑥	21	115	1,286	228	350	49	107	12	1	2	0
上京区	上京①	22	120	1,349	239	367	52	112	12	1	2	1
	上京②	21	120	1,345	238	366	52	112	12	2	3	1
	上京③	25	139	1,559	276	424	60	130	14	2	3	1
	上京④	20	114	1,274	225	347	49	106	12	1	3	1
左京区	左京①	4	21	241	43	66	9	20	2	0	0	0
	左京②	12	66	739	131	201	28	61	7	1	1	0
	左京③	23	131	1,463	259	398	56	122	13	2	3	1
	左京④	1	5	55	10	15	2	5	1	0	0	0
	左京⑤	7	38	427	74	116	16	34	4	0	0	0
	左京⑥	19	107	1,197	212	326	46	99	11	1	2	0
	左京⑦	18	99	1,112	197	303	43	92	10	1	2	0
	左京⑧	19	105	1,179	209	321	45	98	11	1	2	1
	左京⑨	23	127	1,428	253	389	55	119	13	1	2	1
	左京⑩	18	103	1,154	204	314	44	96	10	1	2	0
中京区	中京①	21	117	1,315	233	358	50	109	12	1	3	1
	中京②	23	131	1,471	260	400	56	122	13	1	2	1
	中京③	11	59	661	117	180	25	55	6	1	1	0
	中京④	15	84	937	166	255	36	78	9	1	1	0
	中京⑤	11	59	663	117	181	25	55	6	1	1	0
	中京⑥	13	75	841	149	229	32	70	8	1	2	0
東山区	東山①	19	107	1,201	212	327	46	100	11	1	2	0
	東山②	16	89	997	176	271	38	83	9	1	2	0
	東山③	13	74	833	147	227	32	69	8	1	1	0
山科区	山科①	19	108	1,216	215	331	47	101	11	2	3	1
	山科②	14	78	875	155	238	34	73	8	1	2	0
	山科③	23	129	1,444	255	393	55	120	13	2	4	1
	山科④	17	97	1,086	192	296	42	90	10	1	2	0
	山科⑤	19	108	1,212	214	330	47	101	11	1	2	1
下京区	下京①	14	80	898	159	244	34	75	8	1	2	0
	下京②	12	67	751	133	205	29	62	7	1	1	0
	下京③	11	59	664	118	181	26	55	6	1	1	0
	下京④	15	87	972	172	265	37	81	9	1	2	0
	下京⑤	18	102	1,148	203	312	44	95	10	1	2	0
南区	南①	20	113	1,269	224	345	49	106	12	1	2	0
	南②	16	89	995	176	271	38	83	9	1	2	0
	南③	20	110	1,235	218	336	47	103	11	1	3	1
	南④	13	73	814	144	222	31	68	7	1	2	0
	南⑤	13	73	817	145	222	31	68	7	1	1	0
右京区	右京①	21	115	1,290	228	351	50	107	12	1	3	1
	右京②	10	53	598	106	163	23	50	5	1	1	0
	右京③	14	79	882	156	240	34	73	8	1	2	0
	右京④	16	87	981	174	267	38	82	9	2	3	1
	右京⑤	13	74	830	147	226	32	69	7	1	2	0
	右京⑥	10	57	644	114	175	25	54	6	1	1	0
	右京⑦	15	86	962	170	262	37	80	9	1	2	0
	右京⑧	14	76	849	150	231	33	71	8	1	2	0
	右京⑨	13	75	841	149	229	32	70	8	1	2	0
	右京⑩	9	48	542	96	147	21	45	5	1	1	0
	右京⑪	17	94	1,060	187	288	41	88	10	1	2	0
西京区	西京①	21	118	1,321	234	360	51	110	12	0	3	1
	西京②	20	113	1,269	224	345	49	106	11	2	3	1
	西京③	11	61	683	121	186	26	57	6	1	1	0
	西京④	10	57	644	114	175	25	54	6	1	1	0
洛西支所	洛西①	19	105	1,175	208	320	45	98	11	1	2	1
	洛西②	19	105	1,176	208	320	45	98	11	1	2	1
伏見区	伏見①	14	79	888	157	242	34	74	8	1	2	0
	伏見②	11	63	707	125	192	27	59	6	1	2	0
	伏見③	13	74	831	147	226	32	69	8	1	1	0
	伏見④	10	55	614	109	167	24	51	6	1	1	0
	伏見⑤	15	86	965	171	263	37	80	9	1	2	0
	伏見⑥	14	76	853	151	232	33	71	8	1	2	0
	伏見⑦	15	84	947	167	258	36	79	9	1	2	0
	伏見⑧	21	117	1,317	233	358	51	110	12	1	3	1
深草支所	深草①	17	97	1,085	192	295	42	90	10	2	3	1
	深草②	22	120	1,349	239	367	52	112	12	2	3	1
	深草③	15	84	945	167	257	36	79	9	1	2	1
醍醐支所	醍醐①	11	62	698	123	190	27	58	6	1	1	0
	醍醐②	10	53	590	104	161	23	49	5	1	1	0
	醍醐③	14	80	895	158	243	34	74	8	1	1	0
	醍醐④	15	83	935	165	255	36	78	7	1	2	0
合計	1,200	6,714	75,302	13,320	20,496	2,892	6,264	684	82	144	24	

(2) 認知症対応型共同生活介護等の必要利用定員総数

(人分)

日常生活圏名	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護
北区	北①	112		136			161		
	北②								
	北③								
	北④								
	北⑤								
	北⑥								
上京区	上京①	90		110			129		
	上京②								
	上京③								
	上京④								
左京区	左京①	142		172			203		
	左京②								
	左京③								
	左京④								
	左京⑤								
	左京⑥								
	左京⑦								
	左京⑧								
	左京⑨								
	左京⑩								
中京区	中京①	93		113			134		
	中京②								
	中京③								
	中京④								
	中京⑤								
	中京⑥								
東山区	東山①	48		59			70		
	東山②								
	東山③								
山科区	山科①	99		120			142		
	山科②								
	山科③								
	山科④								
	山科⑤								
下京区	下京①	71	177	272	235	330	101	264	533
	下京②								
	下京③								
	下京④								
	下京⑤								
南区	南①	83		101			119		
	南②								
	南③								
	南④								
	南⑤								
右京区	右京①	158		191			226		
	右京②								
	右京③								
	右京④								
	右京⑤								
	右京⑥								
	右京⑦								
	右京⑧								
	右京⑨								
	右京⑩								
	右京⑪								
西京区	西京①	65		79			94		
	西京②								
	西京③								
	西京④								
洛西支所	洛西①	39		47			56		
	洛西②								
伏見区	伏見①	116		141			166		
	伏見②								
	伏見③								
	伏見④								
	伏見⑤								
	伏見⑥								
	伏見⑦								
	伏見⑧								
深草支所	深草①	59		71			84		
	深草②								
	深草③								
醍醐支所	醍醐①	50		60			71		
	醍醐②								
	醍醐③								
	醍醐④								
合計	1,225	177	272	1,486	235	330	1,756	264	533

※ 必要利用定員総数（整備等目標数）については、地域密着型サービスの基盤整備の考え方を踏まえ、認知症対応型共同生活介護は行政区単位、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は全市単位としています。

用語解説

用 語		説 明
イ	一次予防事業 〔地域支援事業〕	地域支援事業の中で実施する介護予防事業の一つで、全高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成、支援を行う事業
	インフォーマルサービス	公的制度によるサービスでは満たされないニーズに対応する、近隣やボランティア、民間組織等によって提供される制度外のサービス
カ	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者(要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画(ケアプラン)等の立案を担う。)
	介護相談員派遣事業 ☆ 〔地域支援事業〕	市町村に登録された介護相談員が、介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や不満などを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自らの思いを伝えられるように支援する事業
	介護福祉士	介護福祉士国家試験に合格し、所定の事項について登録を受けることにより、社会福祉士及び介護福祉士法に定められた介護福祉士の資格を取得した者(介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。)
	介護保険料基準額	各保険者等の介護保険料の水準を比較する物差しとなるもので、被保険者本人が市民税非課税かつ、本人の家族に市民税課税者がいる場合(京都市の介護保険料所得段階では第4段階)の保険料
	介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、及び現在すでに要介護状態の場合は、状態がそれ以上悪化しないようにする(改善を図る)こと
	介護予防ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的とした、要支援(要支援1、要支援2)の者及び二次予防事業対象者を対象にしたケアマネジメント業務

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
カ	介護予防・日常生活支援総合事業 〔地域支援事業〕	平成24年4月施行の改正介護保険法により創設された、「要支援」と「自立」を行き来するような高齢者に対して、切れ目のないサービスや地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を各市町村の判断で総合的に提供する事業
	介護療養型医療施設 〔介護保険サービス〕	長期療養の必要性がある要介護者に対し、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療などを提供する施設
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設
	介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、居宅における生活への復帰を目指す施設
	家族介護用品給付事業 ☆ 〔地域支援事業〕	要介護4及び要介護5と認定された、市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の者を介護している家族などを対象に、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する事業
キ	基本チェックリスト	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者を対象にした、介護予防のチェックのために実施する質問表（介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、栄養、口腔、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について、「はい」「いいえ」で記入する。このチェックによって生活機能低下のおそれがあると判定されると、二次予防事業が利用できる。）
	京都市長寿すこやかセンター ☆	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかな生活を送れるよう、高齢者やその家族をはじめ、関係機関・団体、施設等の専門職に対する相談・援助や講座・研修・啓発、情報提供などを総合的に展開する、本市が設置する施設
	京都地域包括ケア推進機構	高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で、24時間・365日安心して暮らせる「京都式地域包括ケアシステム」を実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集してオール京都体制で設立した機構

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
キ	居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント） 〔介護保険サービス〕	居宅の要支援・要介護者が、介護保険の予防給付・介護給付対象サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用等できるよう、要支援・要介護者からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うこと
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 〔介護保険サービス〕	医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが利用者の居宅を訪問し、疾病の予防から治療まで、医学的な面での指導や助言を行うサービス
	緊急ショートステイ	【短期入所生活介護緊急利用者援護事業】を参照
	緊急通報システム ☆	急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい高齢者又は障害者を対象にした、ボタン一つで消防指令センターへ災害の発生を通報できるシステム（利用できるのは、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯又は身体に障害のある者のみで構成される世帯等に属する重度の身体障害者である。）
ク	くらしのみほりたい ☆	高齢者等の被害救済及び被害の拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティア
ケ	ケアハウス	【軽費老人ホーム】を参照
	ケアプラン	要支援・要介護者等や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」
	ケアマネジメント	要支援・要介護者等が、介護保険の予防給付・介護給付対象サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用等できるよう、要支援・要介護者等からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うこと
	ケアマネジャー	【介護支援専門員】を参照

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ケ	軽費老人ホーム	低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（本市には、A型（高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を対象）とケアハウス（身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者が対象）がある。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることも可能である。）
	敬老乗車証 ☆	様々な社会活動への参加や介護予防を促進することを目的として、本市が満70歳以上の者を対象として交付する市バス・地下鉄等で使用できる乗車証
	健康すこやか学級 ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定された高齢者等を対象に、学校の余裕教室等を利用して、介護予防活動、レクリエーション、健康状態の確認等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに社会参加の促進を図る、各学区社会福祉協議会と地域包括支援センター及び各区地域介護予防推進センター等との連携による事業
	健康づくり出前教室	保健センターの保健師などが自治会や老人クラブ、子育てサークルや女性会の集まりなどに出向き、感染症やがん、生活習慣病の予防等健康に関する話の健康教室を実施する事業
	権利擁護	自己の権利やニーズを表明することが困難な者の権利やニーズを援助者が代弁することを通じて、当事者の権利やニーズの獲得を行うこと
コ	高額介護サービス費 〔介護保険サービス〕	介護サービス利用者が、介護保険制度のもとで支払った1割の自己負担額（月額）を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻される制度
	高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合
	高齢社会	総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が14%を超えた社会
サ	サービス付き高齢者向け住宅	平成23年10月施行の改正高齢者住まい法により創設された、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者にふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令市又は中核市の長の登録を受けたもの
	災害時要援護者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
サ	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金（財源は、国、都道府県、市町村（介護保険料）から1/3ずつ拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合には、資金の交付又は貸付を行う。）
	在宅療養あんしん病院	高齢者の体調不良時に、かかりつけ医を通じて、スムーズに診療が受けられ、必要に応じて入院できる病院（利用希望者は、事前に、地域包括ケア推進機構の「在宅療養あんしん病院登録システム」に登録することが必要である。）
	作業療法士	厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行う者（身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる。）
シ	施設サービス 〔介護保険サービス〕	要介護と認定された者が利用できる、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所により受ける介護サービス
	社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、所定の事項について登録を受けることにより、社会福祉士及び介護福祉士法に定められた社会福祉士の資格を取得した者（社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う。）
	住宅改修・介護予防住宅改修 〔介護保険サービス〕	住宅の物理的な不備を住宅の改修によって改善し、身体状況に即した生活しやすい環境の確保や、健康的な在宅生活を継続できるよう生活の改善を図るために、手すりの取付けや段差の解消等、住宅の改修にかかる費用について、その9割分を支給するサービス
	集団健康教室	生活習慣病等を予防するため、健康に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分で守る」という認識を広げるために保健センターや支所で実施する、集団を対象とした健康教室や講習会

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
シ	主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務について十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した、原則として介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて利用者へ提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	ショートステイ	【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】、【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】、【短期入所生活介護緊急利用者援護事業】及び【すこやかショートステイ】を参照
	シルバー人材センター	一定地域に居住する、60歳以上の健康で働く意欲のある者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された、都道府県知事の指定する公益法人
	審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が実施する、事業者からの保険給付などの請求に関する審査、支払い事務に対する手数料
ス	すこやかショートステイ ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定されたが、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な65歳以上の者を一時的に養護老人ホーム等に入所させることにより、生活習慣などの改善や体調の調整を図り、要支援又は要介護状態への進行を予防する事業
	すこやかホームヘルプ ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定されたが、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な65歳以上の者に対して訪問介護員を対象者の自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービスを提供することを通じて、日常生活に対する指導・支援を行い、要支援又は要介護状態への進行を予防する事業
セ	成年後見制度	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入所契約の締結、遺産分割協議などを支援する制度（同制度は、大きく分けて、法定後見と任意後見という2つの制度がある。また、法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型がある。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（対象者の心身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用できる。）
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、介護保険サービスが利用できる。）
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 〔介護保険サービス〕	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や老人短期入所施設などに短期入所する利用者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	短期入所生活介護緊急利用者援護事業 ☆ （緊急ショートステイ） 〔地域支援事業〕	短期入所生活介護の利用が緊急に必要となったときに利用できる制度（短期入所生活介護を専門的に取り扱う市内5箇所の短期入所施設のベッドの一部を確保し、介護者や家族の疾病、看護・葬祭などにより緊急に短期入所生活介護の利用が必要な高齢者に対応できるよう体制を整備し、最長で2箇月まで利用できる。）
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 〔介護保険サービス〕	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所する利用者に、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービス
チ	地域介護予防推進センター	高齢者の介護予防の普及推進を図るために本市が委託運営している市内12箇所の拠点（同センターでは、一次予防事業と二次予防事業を実施している。）
	地域ケア会議	地域における様々な課題を的確に把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議構成員の資質向上を図ることを目的とする、地域包括支援センターが主催する会議（地域の介護保険サービス事業者のほか、医療や福祉の関係者、民生委員・児童委員や老人福祉員など、地域で高齢者を支える様々な関係者が参加する。）
	地域支援事業	平成18年4月施行の改正介護保険法により創設された、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための事業
	地域福祉権利擁護事業	【日常生活自立支援事業】を参照
	地域包括ケア	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して行う、要介護者等への包括的な支援

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
チ	地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安心・安全・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で切れ目なく提供される地域での体制
	地域包括支援センター	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61箇所の公的な相談窓口（同センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職員が連携して、総合相談支援や介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を一体的に実施している。）
	地域密着型介護老人福祉施設 〔介護保険サービス〕	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う、定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	地域密着型サービス 〔介護保険サービス〕	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス等において、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス
	地域リハビリテーション支援センター	家に閉じこもりがちで心身機能の低下した高齢者や、病院から退院した脳卒中患者等が住み慣れた地域や家庭において寝たきりになることなく生活が送れるよう、医療・保健・福祉分野の関係機関等の連携により、それぞれの状態に応じた継続かつ適切なリハビリテーションが受けられる総合的な体制整備を推進するため、二次医療圏ごとに指定された機関
	知恵シルバーセンター ☆	高齢者がこれまでに培った知恵や経験・技能等を生かし、いきいきと活動できる場を紹介することにより、高齢者の生きがいと健康づくりの推進及び社会活動の振興を図ることを目的に本市が実施する事業
	調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち、定率で交付される20%を除いた残りの5%分の交付金（交付率は、要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ツ	通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） 〔介護保険サービス〕	老人デイサービスセンターや介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に通所する利用者に、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、病院、診療所、介護老人保健施設に通所し、支援相談員、介護職に加えて、理学療法や作業療法等のリハビリテーション専門職、看護師、医師等が協力してリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービス
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介護保険サービス〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士などが入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などが主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
	デイケア	【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】を参照
	デイサービス	【通所介護・介護予防通所介護】を参照
ト	特定健診（特定健康診査）	医療保険者が、40歳から74歳の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に実施する健康診査
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス等に入居している利用者に、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話などを行うサービス
	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 〔介護保険サービス〕	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、安全で安心でき、楽な日常生活動作を実現させるための福祉用具で、排泄用具や入浴用具など、貸与になじまないもの（5種目）を特定福祉用具として指定し、その購入費の9割分を支給するサービス
	特別養護老人ホーム	【介護老人福祉施設】を参照
ニ	二次予防事業 〔地域支援事業〕	地域支援事業の中で実施する介護予防事業の一つで、第1号被保険者で要介護認定を受けていない者のうち、基本チェックリストにおいて生活機能の低下が認められた方を対象に、通所又は訪問により、主に運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上に関する介護予防プログラムを提供する事業

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域
	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	社会福祉協議会が実施する、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などを対象にした、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などについて、本人等との契約により支援する事業
	任意事業（地域支援事業）	地域支援事業の中で実施する、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、本人や介護家族などを対象にした、地域の状況に応じて実施する事業
	認知症あんしんサポーター	地域や職域、学校などで、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を「認知症あんしんサポーター養成講座」で学んだ、認知症高齢者や家族などを温かく見守る応援者
	認知症あんしんサポートリーダー	認知症に関する基本的な知識や介護経験がある介護専門職等で、「認知症あんしんサポートリーダー養成研修」を受講した者（地域で暮らす認知症高齢者やその家族などを応援する「認知症あんしんサポーター」を養成する「認知症あんしんサポーター養成講座」の講師を務める。）
	認知症高齢者グループホーム	【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】を参照
	認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度と、それによる日常生活の自立度を客観的に把握するために使用する指標（介護保険制度の要介護認定では、認定調査や主治医意見書の中で「障害老人の日常生活自立度」と併せてこの指標が用いられ、コンピュータによる一次判定の結果に反映される仕組みとなっている。）
	認知症サポート医	認知症の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役になるとともに、かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・講師となる医師
	認知症疾患医療センター	認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関（保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施する。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ニ	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が老人デイサービスセンターなどに通所し、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うサービス
	認定調査	要介護認定の申請を行った者に対して、認定調査員が面接により行う、心身の状況や置かれている環境などの調査
ハ	徘徊高齢者あんしんサービス事業 ☆ 〔地域支援事業〕	要支援又は要介護と認定され、認知症による徘徊のある高齢者等を在宅で介護している家族等に対して、徘徊高齢者等を早期に発見し、事故等を未然に防ぐため、小型発信機を貸し出し、対象者を特定してその位置を知らせる、本市が実施するサービス
	配食サービス ☆ 〔（65歳以上は）地域支援事業〕	60歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された者のうち、身体状況などにより自ら買い物、調理をするのが困難な者を対象に、栄養バランスのとれた昼食を届けるサービス
ヒ	一人暮らしお年寄り見守りサポーター ☆ 〔地域支援事業〕	暮らしや仕事の場で、普段からよく知っている高齢者への目配りを行い、サポートが必要であると思われた場合に地域包括支援センターへの連絡・相談を行う、本市に登録するボランティア
フ	複合型サービス 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせ、療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	福祉避難所	大規模災害の発生時に、介護が必要な高齢者や障害者、妊産婦などを受け入れる避難所
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 〔介護保険サービス〕	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、安全で安心でき、楽な日常生活動作を実現させるための車いすや介護用ベッドなどの福祉用具（12種目）を貸し出すサービス

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ホ	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 〔地域支援事業〕	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携と協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく、地域包括支援センターが実施する事業
	訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） 〔介護保険サービス〕	訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理等の家事など生活全般にわたる生活援助等を行うサービス
	訪問介護員（ホームヘルパー）	訪問介護員養成研修を終了しているか、介護福祉士資格を有する、訪問介護を担う者
	訪問看護・介護予防訪問看護 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所から訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士などの専門職が利用者の居宅を訪問し、主として生活支援と医療処置を行うサービス
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 〔介護保険サービス〕	看護職員や介護職員が、浴槽を積んだ入浴車で利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービス
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士、言語療法士が利用者の居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービス
	ホームヘルパー	【訪問介護員】を参照
	ホームヘルプサービス	【訪問介護・介護予防訪問介護】を参照
	保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者
ミ	京（みやこ）・福祉の研修情報ネット ☆	市内の様々な研修実施団体が開催する福祉研修の情報を取りまとめ、インターネットや電子メールを通じて広く市民に情報発信するとともに、申込手続を支援する仕組み
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱されている非常勤特別職の地方公務員（それぞれの担当地域において、老人福祉員等の関係機関・団体やボランティアなどと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っている。）
メ	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上の場合をいう。）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態
モ	元学区	戦前の学区制度に由来した地域住民の自治単位であり、原則として、6・3制実施直前の小学校の通学区域の単位（市内22学区ある。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ヤ	夜間対応型訪問介護 〔介護保険サービス〕	夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士等が入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービス
ユ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの
	ユニットケア	居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で行う介護（高齢者施設において、利用者を10人前後のユニット（単位）に分け、それぞれの個室と共通のリビングで構成された環境の中で、専任のスタッフにより介護を行う。）
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、最初から誰もが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていきこうとする考え方
ヨ	要援護高齢者	日常生活を営むうえで何らかの介護や支援を必要とする高齢者
	要介護認定	介護保険サービスを利用するため、本人又は家族などの申請により、市町村が認定する介護の要否や区分（認定調査員による認定調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会において審査・判定を実施し、自立（非該当）、要支援1・2、要介護1～5のいずれかに認定する。）
	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を入所させる施設（措置施設であるため、入所の要否等は市町村が決定する。）
リ	理学療法士	厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行う者（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える。）
	リバースモーゲージ	居住する自己所有の不動産（土地・建物）を担保として生活資金の融資を受け、利用者が死亡するなどの契約期間終了時に担保不動産を処分して融資金を一括返済する、金融機関や社会福祉協議会などで実施している高齢者を対象とした制度

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用 語		説 明
ロ	老人いこいの家 ☆	静かなたたずまいや美しい庭園のある寺院などに設置された、高齢者のいこいと静養の場（囲碁、将棋などの設備を有している。）
ロ	老人クラブ	同じ地域に住む概ね60歳以上の者が集まり、趣味やサークル活動などを通じて自らその生活を健康で豊かなものにするとともに、地域福祉の担い手として自主的に活動を行っている組織
	老人福祉員 ☆ 〔地域支援事業〕	市長から委嘱された、主にひとり暮らしの高齢世帯を訪問し、安否確認や話し相手となることなどを通じて、地域の高齢者を見守る者
	老人福祉センター	60歳以上の者を対象として、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに生活、健康などの相談にも応じる施設
	老人保養センター ☆	60歳以上の者を対象として、福祉の増進を図るために設置している施設（京都市東部クリーンセンターの余熱を利用した浴室が設置されている。保養、集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供のほか、機能の減退を防止するための訓練の実施、生活・健康などに関する相談も実施している。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

第4期プラン施策・事業一覧 【施策・事業数186（うち、新規31）】

番号	施策・事業	新規	進捗状況
【重点課題1】 認知症をはじめとする要介護高齢者及びその家族の生活支援			
<1 介護サービスの充実>			
101	施設・居住系サービスの整備促進		○ ・特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの整備及び開設等費用助成を実施した
102	小規模特別養護老人ホームの整備促進		○ ・小規模特別養護老人ホームの整備及び開設等費用助成を実施した
103	個室・ユニットケアの推進		○ ・新規施設：個室・ユニットケア施設を原則として整備した ・既存施設：個室・ユニットケア施設への改修を推進した
104	特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組		○ ・毎年、すべての特別養護老人ホームに対して、実地監査及び書面監査を実施した
105	居宅サービスの整備促進		○ ・介護保険事業実施状況を、介護保険課ホームページに公表した ・山間地域で居宅サービスを提供する事業所に対して、介護サービス山間地域提供協力金を交付した
106	地域密着型サービスとの連携		○ ・夜間対応型訪問介護事業者連絡会を開催した ・地域密着型サービスに係るパンフレットを作成・配布した
<2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実>			
107	軽費老人ホーム（A型）の制度見直しに伴う転換・改築支援及び養護老人ホームの老朽対策		△ ・養護老人ホームの改築を行った（1施設） △ ・軽費老人ホーム（A型）の老朽化対策を引き続き推進し、必要な指導・助言を行う
108	ケアハウスの整備促進		△ ・24年度開設施設の整備助成を実施した（1施設）
109	ケアハウスの介護機能の強化		○ ・重度化するケアハウス入居者への対策として、特定施設入居者生活介護の事業者指定の取得等、介護機能の強化を推進した
110	生活支援サービスの提供		○ ・配食サービス事業、入浴サービス助成事業、日常生活用具給付等事業を実施した
111	難病のある高齢者への支援		○ ・難病患者に対して、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、短期入所等の福祉施策や保健センター保健師による訪問相談・指導、専門医師等による医療講演・相談等を実施した
112	精神疾患のある高齢者への支援		○ ・本人、家族、地域住民、関係機関等からの相談に応じ、訪問指導や精神保健福祉相談事業を活用し、必要に応じて医療につなげることで、地域で安定した生活が送れるように支援した
113	緊急時に対応するサービスの実施		○ ・緊急通報システム事業を実施した ○ ・介護者や家族の疾病・看護、葬祭、虐待等により緊急の利用が必要な対象者が速やかに短期入所生活介護の利用が可能となる「短期入所生活介護緊急利用者援護事業」を実施した
114	家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援		○ ・家族介護用品給付事業、介護実習・普及啓発センター事業、福祉用具展示コーナー運営事業を実施した
115	家族への看護・介護方法の普及		○ ・一般市民を対象として、認知症に関する基礎的知識や対応方法について研修を実施した
116	家族の健康管理支援		○ ・介護に関する悩みの共有や情報交換、介護のリフレッシュ等を目的とした交流会を実施した
<3 認知症高齢者対策の推進>			
117	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実		○ ・「認知症あんしんサポーター」及び「認知症あんしんサポートリーダー」を養成した
118	認知症介護の入門講座の実施		○ ・認知症高齢者の在宅ケアを行う上で必要な病気、介護方法、制度活用などの知識を普及する認知症介護の入門講座の実施を通じて、市民の認知症の理解と普及を進めた

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
119	認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発		○ ・保健センター・支所において、認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の予防につながる健康教育を実施し、予防に関する知識の普及・啓発を実施した
120	認知症高齢者に係る医療体制の充実		○ ・認知症の早期発見と早期対応体制を整備し、認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して生活できるように取り組むために、認知症サポート医の養成及びかかりつけ医研修を行った
121	認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施		○ ・保健センター・支所において訪問指導を実施し、医療を必要とする人を医療につなげ、地域で安定した生活が送れるように支援した
122	専門機関による相談事業の充実		○ ・長寿すこやかセンターにおいて、認知症を中心とした介護相談、法律相談等の窓口を設置し、相談に応じた ○ ・地域包括支援センターにおいて、市民や関係機関等からの相談に応じた
123	施設・事業所の認知症ケア技術の向上	○	○ ・認知症高齢者に対する介護サービスを充実するために、認知症介護の専門職員を養成する認知症介護研修等事業を実施した
124	関係機関等の連携体制の充実	△	△ ・地域包括支援センター運営協議会等において、地域包括支援センター、区役所・支所、長寿すこやかセンター等の関係機関の連絡調整を行った ○ ・医療と介護の連携体制の充実等に向けて、更なる取組の強化が必要である
125	徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり		○ ・徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりのために、徘徊高齢者あんしんサービス事業を実施するとともに、徘徊高齢者SOSネットワークへの参加・協力を行った
126	権利擁護に関する制度の周知・広報		○ ・高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めた
127	権利擁護相談事業の充実		○ ・権利擁護に関わる行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営した ○ ・長寿すこやかセンターの権利擁護相談員及び弁護士等による相談体制を充実し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めた
128	地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援		○ ・社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業に対して補助金を交付した ○ ・京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議における関係団体の連携の在り方についての検討を行った ○ ・成年後見制度における市長申立てを実施した
< 4 高齢者虐待防止事業の推進 >			
129	虐待の早期発見・早期対応		○ ・市民啓発のためのリーフレットの発行や、家族向け、専門職員向けの講座・研修等を開催した
130	関係機関の連携・協力によるチーム対応		○ ・地域包括支援センターと区役所が中心となって、関係機関の連携・協力による、高齢者や擁護者・家族の生活支援を実施した
131	緊急避難の場所の確保		○ ・緊急入所システム、短期入所生活介護緊急利用者援護事業、高齢者シェルター確保事業を実施した
132	養護者・家族への支援		○ ・区役所・支所による、虐待などの問題解決に向けた支援を実施した
133	施設・事業所における虐待の防止		○ ・施設監査時に虐待防止に向けた必要な指導等を行うとともに、虐待等の通報があった場合には、速やかに施設に対して事実確認等を実施した
134	権利擁護対策の推進		○ ・権利擁護相談事業や地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の活用により、高齢者の権利擁護に努めた
135	虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施		○ ・虐待事例の集積・分析を行うための高齢者虐待事例研究会を開催した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
< 5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援 >			
136	受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実	○ △	・ 居宅サービスの充実を図った ・ 療養が必要な方について、適切な医療が提供されるよう、一層の取組が必要である
137	保健・医療・福祉の連携体制の整備	○ ○	・ 運営協議会等において、地域包括支援センター、区役所・支所福祉部、地区医師会、保健センター、長寿すこやかセンター等の関係機関の連絡調整を行った
138	かかりつけ医等の確保	○ ○	・ 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成した ・ 適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するためのかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施した
139	診療所の在宅支援機能の強化	○ △	・ 在宅療養支援に関する情報提供等の手法について、引き続き検討が必要である
【重点課題 2】 総合的な介護予防の推進			
< 1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の充実 >			
201	地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携	○ ○	・ 担当する圏域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護相談、④包括的・継続的ケアマネジメントを一体的に実施した ・ 地域ケア会議等を開催する等、地域の関係機関や社会資本等と連携して事業を推進した
202	地域包括支援センター運営協議会による公正中立な運営のためのルールづくり	○ ○	・ 公正・中立な運営のためのルールづくり等のために、全市単位の協議の場として、京都市地域包括支援センター運営協議会を開催した ・ 地域固有の課題についての議論の場として、区・支所地域包括支援センター運営協議会を開催した
203	地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組	○ ○	・ 地域包括支援センター職員に対する研修を開催した ・ 区役所・支所単位で職種ごとに専門職員会議を開催した ・ 介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう、運営指導を行った
204	地域包括支援センターへの支援	○ ○	・ 適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防サービスを提供できるよう、助言・指導を行った ・ 定期的に介護予防ケアマネジメントの実施状況についての報告を求め、実地調査を行った
205	地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント	○ ○	・ 地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランについて、区役所・支所において確認し、助言・指導、支援を行った ・ 利用者宅への訪問を行い、介護予防に関する意識の普及・啓発を行った
206	介護予防サービス事業者における自立支援のための取組	○ ○	・ 効果的な介護予防の推進を図るため、事業者に対して研修・指導を実施した ・ 区役所・支所において開催される介護サービス等事業者連絡会において、介護保険制度、その他の高齢者保健福祉施策、事業者間における運営状況に関する情報提供や情報交換、事例検討を行った
< 2 地域支援事業による介護予防サービスの提供 >			
207	多様な経路からの対象者の早期発見	○ ○	・ 生活機能評価をはじめとする多様な経路からの早期発見を行った
208	地域包括支援センターでの特定高齢者の決定	○ ○	・ 二次予防事業対象者候補に関する情報をもとに、生活機能評価及びセンターによる相談対応等を通じて、介護予防二次予防事業対象者施策の対象者を決定した
209	地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供	○ ○	・ 二次予防事業対象者に対して、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランに基づき、①運動器の機能向上、②栄養改善、③口腔機能の向上に係る事業を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
210	いきいき筋力トレーニング教室の実施		○ ・生活機能低下のおそれがある方を対象に、運動機能を向上するための健康教育を、健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した
211	高齢者低栄養相談の実施		○ ・低栄養のリスクのある、あるいは低栄養になる恐れのある方を対象に、小グループで概ね6箇月間、個別的な相談や集団での調理実習等を、健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した
212	口腔機能向上教室の実施		○ ・口腔機能に低下がみられる特定高齢者を対象にした口腔保健、口腔ケア、低栄養予防等の指導を実施した
213	訪問型介護予防事業の実施		○ ・二次予防事業対象者のうち、閉じこもり、認知症、うつ等の状態またはその恐れがあり、通所による介護予防サービスの利用が困難な方に対して訪問型介護予防事業を実施した
214	介護予防の普及・啓発		○ ○ ・普及啓発用パンフレットを地域包括支援センターや地域介護予防推進センターを通じて配布した ○ ・市民しんぶん折り込み記事に介護予防に係る記事を掲載した ○ ・敬老乗車証新規・更新申請案内送付時に、介護予防の普及啓発に関するチラシを同封した
215	地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供		○ ○ ・地域介護予防推進センター職員が高齢者に身近な地域の会場に出向き、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供した ○ ・地域介護予防推進センター職員が、健康すこやか学級、老人福祉センター、老人クラブ等地域活動の場に出張して、介護予防活動を支援した
216	地域介護予防推進センター事業の充実		○ ○ ・新たに「地域介護予防推進センター」を1箇所増設した（平成21年11月）
217	介護予防ファイルの交付		○ ○ ・介護予防サービスの利用者等に対して、介護予防の知識・情報、各利用者の介護予防事業の利用記録等を記載するファイルを交付した
218	すこやか生活支援介護予防事業の実施		○ ○ ・介護保険の対象とならないが、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、ホームヘルプサービスやショートステイサービスを実施した
219	すこやか講座の実施		○ ○ ・長寿すこやかセンターにおいて、高齢者の介護予防や健康づくりを進める「すこやか講座」を開催した ○ ・すこやか体操指導者を養成した
220	高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の充実		○ ○ ・地域で普及推進活動ができるボランティアの養成と活動支援を健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した
221	すこやか栄養教室の実施		○ ○ ・食生活状況の把握、口腔チェック等と基礎知識の講話や実演、調理実習等を健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した
222	栄養と運動の教室の実施		○ ○ ・スマイル栄養塾（要介護状態になることを予防するための教室）を健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した
223	健康すこやか学級の充実		○ ○ ・要介護状態への進行の予防、社会参加の促進や閉じこもり防止を目的に、学校の余裕教室等を活用して、健康状態の確認やレクリエーション等のサービスを提供した
224	骨粗しょう症予防健康診査の実施		○ ○ ・保健センターにおいて、骨塩定量検査と生活習慣改善指導を実施した
225	老人福祉センターにおける介護予防の取組		○ ○ ・地域の関係機関との連携による、生活健康講座や相談、体操・筋力トレーニング等を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
226	地域における自主的な取組への支援		○ ・ボランティア育成のための研修会の開催，地域活動組織への支援・協力等を通じて，地域ぐるみで主体的に介護予防活動に取り組めるように支援した
227	介護予防事業の効果的な評価手法の構築		○ ・国が実施する継続的評価分析支援事業に参加した・介護予防事業の評価を通じて，効果的な事業実施に関する検証と，他都市での介護予防サービス実施状況等の情報を収集し，介護予防事業の向上に役立てた
228	有効な介護予防サービスの調査・研究		○ ・国が実施する継続的評価分析支援事業に参加した ○ ・介護予防事業の評価を通じて，効果的な事業実施に関する検証と，他都市での介護予防サービス実施状況等の情報を収集し，介護予防事業の向上に役立てた
< 3 予防給付による介護予防サービスの提供 >			
229	予防給付の利用者等への周知		○ ・サービスの利用手続や保険料の納め方を示したガイドブックを発行，送付した（新たに第1号被保険者となる方が対象） ○ ・高齢者福祉情報や介護保険情報を掲載したガイドブック等を配布した（全ての高齢者が対象）
230	予防給付の提供		○ ・事業者に対して，区役所・支所において開催される介護サービス等事業所連絡会における情報提供や情報交換，事例検討等を実施した ○ ・利用者に対して，情報とサービスの提供を行った
231	予防給付の評価		○ ・国が実施する継続的評価分析支援事業に参加した ○ ・指定介護予防支援の実施状況報告書により，介護度の変化を把握した
【重点課題3】 健康増進・生きがいづくりの推進			
< 1 主体的な健康づくりの推進 >			
301	保健所・支所及び健康増進センターでの生活習慣病等を予防する施策の充実		○ ・健康診査や治療等の記録，生活習慣病等の予防に関する事項を記載する健康づくりファイルを交付し，健康に関する自己管理を促進した ○ ・健康相談，がん検診，健康教育を実施した
302	栄養改善施策の実施		○ ・保健センターにおいて，栄養・食生活に関する相談指導及び講話，調理実習を行う食育セミナーを開催した
303	歯の健康づくり施策の実施		○ ・保健センターにおいて，成人・妊婦歯科相談，歯周疾患予防健診，お口からはじめる生活習慣病予防教室を開催した
304	こころの健康づくり施策の実施		○ ・保健センターやこころの健康増進センターにおいて，健康相談，健康教育，関係機関とのネットワークの構築のための支援を行った ○ ・精神保健福祉士による相談・訪問を実施した
305	「京都市民健康づくりプラン」の推進		○ ・関係機関・団体で構成する京都市民健康づくり推進会議・部会を開催した ○ ・健康づくり情報誌を発行した
306	地域保健の推進		○ ・保健センター・支所・出張所において，集団健康教室を開催した ○ ・健康づくり出前教室を実施した
307	健康増進センターにおける事業の展開		○ ・生活機能低下のおそれがある方を対象に，運動機能を向上するための健康教育を，健康増進センター（ヘルスピア21）に委託して実施した ○ ・中高年を対象に，筋力トレーニング教室を開催した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成，△⇒着手済み，×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
308	保健・医療分野における人材の資質向上と育成		○ ・保健所資格職等職員を各専門分野の学会及び公衆衛生大会等に派遣した ・保健所資格職等職員の行う調査研究に対して助成し、成果活用を図るための報告の場を設置した
309	地域での自主的活動の支援		○ ・地域で自主的に健康づくり活動を進めるグループの育成・支援を行った ・身近な地域で自主的な健康づくり活動を進める健康づくりサポーターを育成した
310	健康づくりに関する情報を市民に総合的に発信する手法の検討	○	○ ・健康診査や治療等の記録、生活習慣病等の予防に関する事項を記載する健康づくりファイルを交付した ・健康相談、がん検診、健康教育を実施した ・保健センターにおいて、栄養・食生活に関する相談指導及び講話、調理実習を行う食育セミナーを開催した
311	市民参加型ないし市民主体の健康づくり支援活動を活性化するための環境整備	○	○ ・保健センター・支所において、自らの健康増進を目的にした自主グループを育成した ・地域で健康づくりに取り組む健康づくりサポーターを養成した
<2 多様な生きがいがづくりの推進>			
312	「京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進		○ ・市政への市民参加（審議会の公開及び委員の市民公募、市政出前トークの実施、パブリック・コメントの実施等）を促進した
313	社会参加促進に向けた啓発・支援		○ ・市民すこやかフェアを実施する市民すこやかフェア実行委員会に助成した ・全国健康福祉祭に代表団を派遣した ・敬老乗車証交付事業を実施した
314	老人クラブ活動の活性化		○ ・老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対して、活動費の一部を補助した ・助成対象の老人クラブを拡大した（1クラブ50人→30人） ・市老人クラブ連合会に配置する活動推進員を増員した
315	身近な地域での活動の場の提供		○ ・小中学校を拠点とした生涯学習活動を振興した ・老人いこいの家（5箇所）、老人福祉センター（17箇所）を設置した ・老人クラブハウスに対する設置運営費用の一部を助成した
316	保養の場等の提供		○ ・高齢者の福祉の増進を図るための保養施設として、東部クリーンセンターの余熱を利用した浴室・温室を備えた、老人保養センターを運営した ・高齢者福祉の増進を図るため、高齢者が憩い集え、地域福祉活動の拠点となる施設として、久多いきいきセンターを運営した
317	多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充		○ ・生涯学習総合センター、生涯学習総合センター山科において、教養講座や趣味の講習等を実施した ・インターネットを活用し、講座への参加が困難な方に対して生涯学習活動の支援を行った ・京都市図書館において、全館で所蔵している資料をどの図書館からでも検索・予約・貸出・返却できるサービスを実施した
318	生涯学習コーディネーター事業の推進		○ ・学校を拠点とした生涯学習事業、家庭教育支援事業の企画・運営等を実施した
319	シルバー人材センター事業の充実		○ ・シルバー人材センター運営に対する助成等の支援を実施した
320	自主的グループの活動支援と情報提供		○ ・高齢者サークル等に関する相談に応じた ・高齢者サークルリーダー養成講座を開催した
321	新しい生きがいがづくり支援策の展開		○ ・①長寿化社会に対応した豊かなセカンドステージの形成、②団塊の世代等の能力・意識を生かした新たな地域社会の創造、③多様な地域主体による生きがいがづくり支援という3つの方向性に沿った支援に関する検討を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
322	高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」の整備	○	○ ・知恵シルバーセンター事業として、様々な知恵や経験、技能を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それら的高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を実施した
323	老人クラブによる友愛訪問への支援		○ ・老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対して、活動費の一部を補助することを通じて、友愛訪問を支援した
324	高齢者のボランティア活動の推進		○ ・知恵シルバーセンター事業等を実施した ○ ・高齢者サークルリーダーの養成や老人クラブによる友愛訪問への支援等を実施した
325	企業退職者等を活用した産業支援人材事業の充実		○ ・企業等OB人材マッチング事業等を実施した
【重点課題4】 地域における総合的・継続的な支援体制の整備			
<1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供>			
401	地域密着型サービスの基盤整備		○ ・地域バランスに配慮した整備を促進した ・介護基盤緊急整備特別対策事業による交付金を交付した
402	認知症高齢者グループホームの整備促進	○	○ ・地域バランスに配慮した整備を促進した ・介護基盤緊急整備特別対策事業による交付金を交付した
403	地域密着型サービスの普及・啓発	○	○ ・小規模多機能型居宅介護に係る事業者及び利用者へのアンケートを実施し、結果を公表した ・夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る普及・啓発用パンフレットを作成・配布した
404	地域密着型サービス運営委員会の設置		○ ・京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の分科会である、介護保険事業計画ワーキンググループを運営委員会に位置付け、協議を行った
405	地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視		○ ・地域密着型サービス事業所が地域の持つ課題を地域住民と共有し、解決に向けた取組を住民とともに進めるように、助言・指導を行った
406	地域密着型サービス事業者への指導・助言		○ ・指定・運営基準及び介護報酬の取扱いについて、周知徹底を行った ・サービスの質の向上を図るための指導・研修を実施した
407	地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究		○ ・小規模多機能型居宅介護に係る事業者及び利用者へのアンケートを実施し、結果を公表した ・夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る普及・啓発用パンフレットを作成・配布した
408	消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化	○	○ ・小規模福祉施設におけるスプリンクラー設置等にあたり、設備設置費用を助成した
<2 地域ケア関係機関の連携>			
409	地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催		○ ・学区ごとを基本として、民生委員、老人福祉員、学区社協等の協力のもと、地域に固有に課題の検討や高齢者保健福祉サービスの総合調整を目的として開催した
410	介護サービス等事業者連絡会の開催		○ ・区役所・支所単位で、1～2箇月に1回程度の割合で、区役所・支所と事業者、事業者同士の意思疎通の促進と連携の強化を目的に開催した
411	保健所運営協議会の運営		○ ・保健センターと京都市保健所において、年1～2回、京都市全域に係る保健活動推進のための具体的な問題や課題についての協議・調整を目的に実施した
<3 相談・情報提供体制の充実>			
412	区役所・支所における相談機能の充実		○ ・高齢福祉新任職員研修の実施や福祉事務所監査等の実施により、相談機能の維持・向上を図った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
413	地域包括支援センターにおける相談機能の強化		○ ・地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会が発行した「活動事例集」作成に対して支援した ・地域包括支援センター職員を対象にしたアンケート結果に基づき、研修内容を充実させた
414	民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進		○ ・高齢者を取り巻く情勢に合った研修や情報提供を実施した ・地域包括支援センターや一人暮らしお年寄り見守りサポーターとの連携によって、地域で情報を得にくい高齢者に対する訪問活動等を促進した
415	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施		○ ・事業を実施する京都市外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モアに助成し、外国人福祉員の派遣を支援した
416	様々な広報媒体を活用した情報提供		○ ・高齢者保健福祉サービスの内容や利用方法等を掲載したガイドブックやリーフレットを作成・配布した ・市民しんぶんやホームページ、長寿すこやかセンターにおいて情報提供を行った
< 4 地域住民による自主的な活動の推進 >			
417	「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進		○ ・指針に基づき、「自治・自立・協働により地域の福祉力をつむぎ、高める」を基本理念とし、区域レベルの協働の取組を生かし、ネットワークの強化や担い手・創り手の育成等8項目を掲げて、地域福祉を推進した
418	社会福祉協議会による地域福祉活動への支援		○ ・地域福祉活動において、市域・区域・学区で重層的な展開を図ることを目的として、事務局人件費、活動費等の補助を実施した
419	ボランティア活動や市民福祉活動等の推進		○ ・福祉ボランティアセンターや市民活動総合センターにおいて、情報収集・提供、相談・コーディネート、人材育成・研修、活動支援等、各種事業を実施した
420	保健協議会との連携による地域保健活動への支援		○ ・健康に関する京都市の情報等について、保健協議会を通じて地域に周知した
< 5 ひとり暮らし高齢者等への支援 >			
421	見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助		○ ・地域包括支援センター、区役所・支所、民生委員・児童委員、老人福祉員、老人クラブ会員、一人暮らしお年寄り見守りサポーター等の連携による、見守りや支援を必要とする高齢者の把握及び援助を実施した
422	高齢者に係る情報格差解消に向けた支援		○ ○ ・市民のIT活用能力の向上を図ることを目的とした、地域ITアドバイザー（CITA）を養成した（21年度まで）
423	地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート		○ ○ ・京都市地上デジタル放送移行支援本部市民啓発・相談部会に部会員として参画した ・各種団体を対象とした説明会への協力・支援を行った
424	在宅福祉サービスの充実による生活支援		○ ・心身の状況に応じて、介護サービスの提供、緊急通報システムの設置、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等を実施した
425	老人福祉員活動の充実		○ ・ひとり暮らし高齢者の把握・援助の充実のために、老人福祉員を増員した（平成22年度）
426	「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設		○ ○ ・高齢者福祉に関心のある市民を対象に、一人暮らしお年寄り見守りサポーターを募集し、地域の高齢者への目配りを強化した ・サポーターと既存の地域ネットワークとの連携を促進した
427	高齢者のコミュニケーションの場の設置		○ ○ ・老人福祉センター、老人いこいの家、老人クラブハウス、老人保養センター等を運営した ・高齢者の各種サークル等の活動についての情報を収集・提供することにより、高齢者の仲間づくりや社会参加を促進した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
【重点課題5】 介護保険事業の適正かつ円滑な運営			
< 1 介護サービスの質的向上 >			
501	介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施	○	・サービスの質の向上を目的として、長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センターにおいて介護サービス事業者に対する各種研修を実施した
502	ガイドブック等の作成、配布	○	・介護保険制度の仕組み、運用状況、利用手続、保険料の徴収などについて説明したガイドブック等の作成・配布等により市民周知を行い、円滑な介護保険制度の運営を図った
503	苦情・相談への的確な対応	○	・市民にとって身近な窓口である区役所・支所の担当窓口において、的確な対応を行った
504	介護相談員派遣事業の充実	○	・小規模多機能型居宅介護事業所等、派遣先のサービス種別を充実させた
< 2 介護保険給付の適正化 >			
505	地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施	○	・地域密着型サービス運営委員会での協議を踏まえた、慎重な審査に基づく的確な事業者指定及び指導監督を実施した
506	介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施	○	・市町村に指定・指導監督権限がある介護予防支援事業者に対して、指定・運営基準及び介護報酬の取扱いの周知徹底を行うとともに、サービスの質の向上を図るため、指定及び指導監督を実施した
507	介護サービス事業者に対する調査、指導の強化	○	・新たに事業所への立入権限が付与されたことに伴い、市民等からの通報や告発があり、不適切な事業運営が疑われる場合には、京都府と連携して対処した
508	適正な認定調査の実施	○	・制度の周知に努め、認定調査の公平性・中立性を確保するため、認定調査員研修を実施した
509	適正な要支援・要介護認定の実施	○	・介護認定審査会委員に対する研修を実施した ・区役所・支所において、合議体長会議を開催した
510	介護支援専門員への支援	○	・介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、関係機関との連携を密にし、資質向上のための研修を実施する等、環境整備に努めた
511	介護サービス等事業者及び関係機関との連携	○	・区役所・支所において、1～2箇月に1回程度、介護サービス等事業者連絡会を開催し、介護保険制度、その他の高齢者保健福祉施策、事業者間における運営状況等に関する情報提供や情報交換、事例検討等を実施した
512	介護保険給付費明細通知の送付	○	・介護保険制度に対する認識を深めていただくことを目的に、年2回介護保険給付費明細通知を送付した
513	介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応	○	・介護サービス事業者による不適正な請求が行われないよう、研修等を通じて、事業者指導・啓発を行った ・不正受給等が判明した際には、返還請求を迅速に行った
514	介護保険制度の仕組みに係る市民の理解	○	・市政出前トークを通じて、市民に対する介護保険制度の仕組みの説明と適正な介護サービス等の利用についての啓発を実施した
515	保険料の確実な徴収	○	・督促状・催告書の発行、口座振替の勧奨、滞納管理票に基づく架電や訪問による直接折衝を実施した ・保険料を支払う資力がありながら再三の納付指導に従わない方に対しては、滞納処分（差押え）を実施した
516	低所得者に対する支援	○	・生活困窮者に対する本市独自の減額制度の適用等、個別事情に応じたきめ細かな対応を行った
< 3 介護に従事する人材の確保・定着 >			
517	介護職員の労働環境や処遇の改善	○ △	・介護職員等の仕事の悩みの解消のため、専門家によるメンタルヘルズ相談を実施した ・事業主等への指導・支援について、一層の取組が必要である

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
518	教育機関・養成施設等との連携による人材確保	○ △	・京都市老人福祉施設協議会が委嘱しているハートメッセンジャーによる教育機関への介護の仕事の魅力についての広報活動の支援を行った ・教育機関等との連携に向け、一層の取組が必要である
519	潜在的有資格者の掘り起こし	○ ○	・京都市老人福祉施設協議会との連携による、就職フェア等におけるハートメッセンジャーの活動支援及び介護の日の取組を実施した
520	多様な人材の参入・参画	○ ○	・京都市老人福祉施設協議会との連携による、就職フェア等におけるハートメッセンジャーの活動支援及び介護の日の取組を実施した
521	誰もが研修を受講しやすい体制の構築	○ ○	・京・福祉の研修情報ネット事業による、インターネットを活用した、市内の社会福祉施設・事業所で働く方や福祉に関心のある市民を対象とした、研修会や講座等の情報発信と受講申込手続の支援を実施した
522	社会的評価の向上	○ ○	・京都市老人福祉施設協議会との連携による、就職フェア等におけるハートメッセンジャーの活動支援及び介護の日の取組を実施した
【重点課題6】 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進			
< 1 世代間の交流と理解の促進 >			
601	文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大	○ ○	・市民すこやかフェアを実施する市民すこやかフェア実行委員会に助成した
602	お年寄り子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進	○ ○	・高齢者福祉施設で開催される催しに付近の児童福祉施設や学校の児童・生徒も参加できるように働きかけるなど、高齢者と子どもとの交流を図った
603	福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進	○ ○	・知恵シルバースセンター事業として、様々な知恵や経験、技能を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それらの高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を実施した
604	学校ふれあいサロン等学校開放施設の利用促進	○ ○	・学校内に改修・整備した、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロン等において、世代間交流の促進を図った ・地域住民の方を地域教育サポーターとして委嘱し、学校、地域における生涯学習、家庭教育支援活動を通じて世代間交流を図った
605	市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備	○ ○	・市営住宅の建替え時においては、オープンスペースの確保や、周辺地域の市民の利用も考慮した集会所を設置した
606	敬老記念品贈呈事業の実施	○ ○	・当年度に100歳を迎える高齢者を対象として敬老記念品贈呈事業を実施した
607	学校教育での推進	○ ○	・中学校が授業の一環として、5日間の勤労体験、職場体験、ボランティア体験等に取り組み、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性の育成を推進した（生き方探究・チャレンジ体験推進事業）
608	福祉教育シンポジウムの開催	○ ○	・児童・生徒が社会福祉に関心を持つよう、地域における福祉教育・ボランティア学習推進事業を実施した
609	学校におけるボランティア体験活動の推進	○ ○	・中学生・高校生等の青少年を対象とした福祉体験事業（ユースアクション）を推進した
610	中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実	○ ○	・毎年10,000人を超える中学生が参加しており、事業受入事業所を増加した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
611	人権文化の構築		○ ・人権情報誌において、高齢者をテーマとした記事等を掲載した ・区役所・支所において、人権文化の構築をテーマにした講演会等を開催した
612	新しい高齢者像の啓発		○ ・市民すこやかフェアを実施する市民すこやかフェア実行委員会に助成した
613	長寿社会対策に係る課題等の発信・提言		○ ・高齢者の介護等における課題等について、現状分析や解決方法等について研究し、成果を広く普及することにより、介護サービスの質の向上をはじめとした高齢者福祉の増進を図るための高齢者介護等調査研究事業を実施した
< 2 高齢者が安心できる生活環境づくり >			
614	すまいに関する情報提供・相談体制の充実		○ ・住宅に関わる相談への対応を行う京都市すまい体験館の運営等を実施した ・二次予防事業対象者を対象とした住宅改修に対する補助を実施した
615	高齢者向けのすまいの供給		○ ・ケアハウスの運営補助を実施した ・地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を促進した ・市営住宅の居住性の向上を図るため、エレベーターの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応を推進した
616	住み替えの支援		○ ・高齢者の入居を拒まない高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度を促進した（事業主体は京都府） ・地方公共団体、NPO法人、社会福祉法人、仲介業者等が連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録や居住支援を行うことにより、高齢者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援した
617	住宅リフォームへの支援		○ ・自ら居住する住宅をリフォーム、耐震建替えをする場合に、その資金の一部について固定金利での融資をあっせんする、京都市あんぜん住宅改善資金融資制度を実施した
618	住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討	○	△ ○ ・公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討を実施した ・住宅政策との連携・協働による、更なる取組を進める必要がある
619	ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり		○ ・京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れた社会環境の整備（製品、施設、情報の伝達、サービスの提供）を、京都市、事業者、市民等の協働により推進した
620	公共建築物のバリアフリー化や駅等の交通バリアフリー化の推進		○ ・京都市交通バリアフリー全体構想に基づき、平成22年度までに14の重点整備地区内の旅客施設のバリアフリー化を図った ・公共建築物において段差解消等の取組を進めた ・スロープの設置等の取組を、引き続き進める必要がある
621	市バスにおけるノンステップバスの導入促進		○ ・高齢者をはじめ、だれもが安心して市バスを利用できるように、ノンステップバスの導入を促進した
622	高齢者が歩きやすいまちづくりの推進		○ ・段差解消等の取組を進めてきた ・スロープの設置等の取組を、引き続き進める必要がある
623	移動に制約のある方への支援	○	○ ・福祉有償運送事業運営協議会を開催し、福祉有償運送事業について、NPO法人等からの事業登録申請や更新申請があった際に、その必要性及び実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保等について協議した ・高齢者等、単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による京都市福祉タクシー共同配車センターに係る円滑な運営のため、必要な協力を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

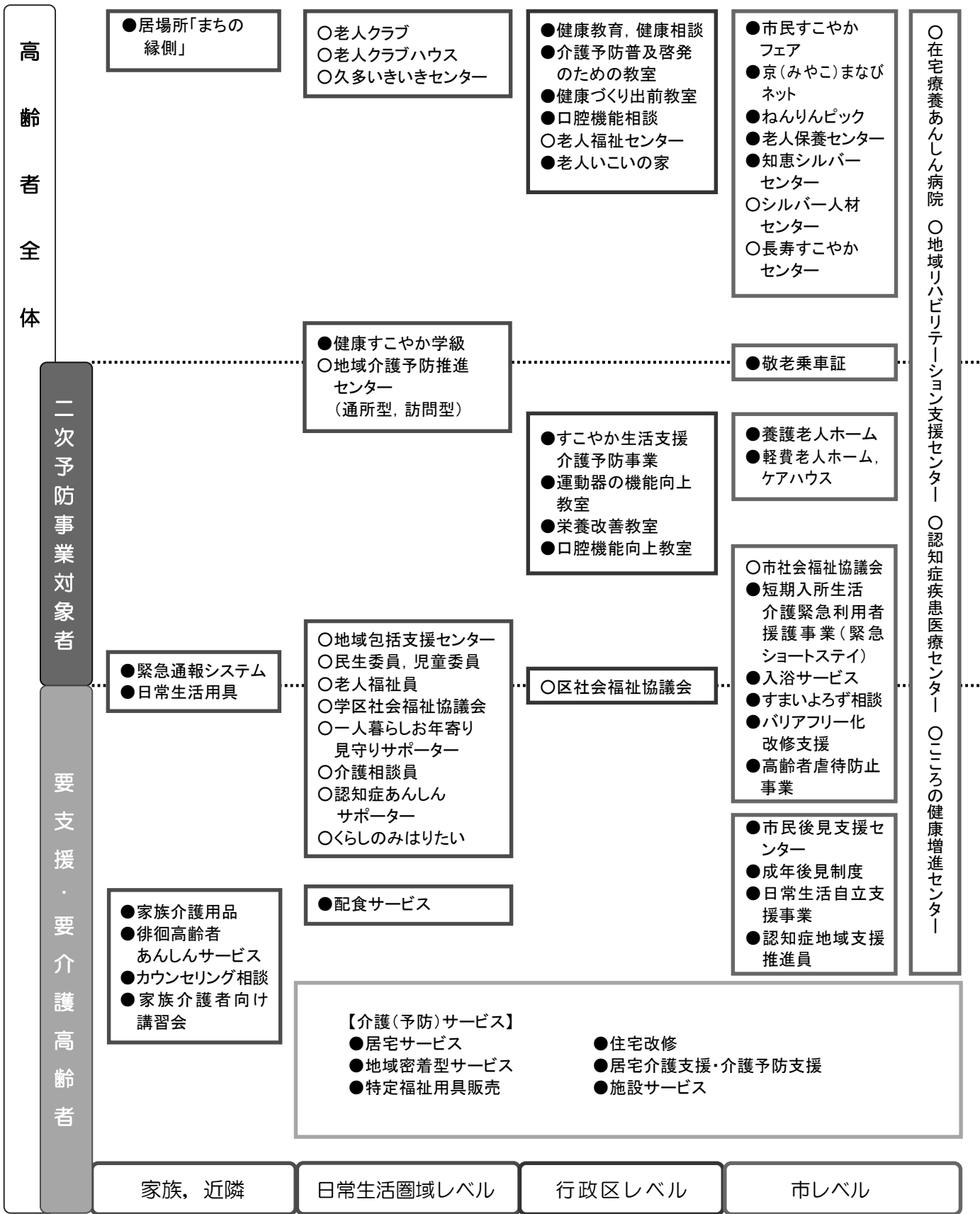
番号	施策・事業	新規	進捗状況
624	「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施		○ ・京都市緑の基本計画に基づき、都市公園の整備、御池通スポンサー花壇事業、記念植樹奨励事業等に取り組んだ
625	地域の総合的な安心安全ネットの推進		○ ・小学校区や元学区単位で、地域住民と区役所・支所、学校、警察署、消防署等の関係機関が連携して、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉等の幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開した ・全区区において、地域の安心安全ネットワークを形成した（平成22年度実施済）
626	防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供		○ ・市内各所において、あらゆる機会を通じて防災訓練や防災講習、起震車による地震体験を実施した ・地震や洪水等の災害の危険性に関する情報及び日ごろからの備えや避難に関する情報等の防災情報を提供した
627	自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進		○ ・市民と行政のパートナーシップに基づき、市民自らによる地域の实情に応じた具体的な市民防災計画づくりを推進するとともに、自主防災リーダーを養成した ・学生に対する防火防災の知識と技能の普及を図るとともに、地域の災害対応力を高めることを目的とした、京都学生消防ボランティア制度を実施した
628	災害時要援護者名簿の整備	○	○ ・災害時要援護者名簿を作成し、区役所・支所と消防署・分署、保健福祉局に配置した（名簿は4半期ごとに更新）
629	防火アドバイザーの養成		○ ・火災等の災害から高齢者を守るため、ホームヘルパー、老人福祉員、民生児童委員等を対象に、防火・防災に関する知識や技術指導を習得する防火アドバイザー研修を実施した ・防火アドバイザーに対しては、地域の高齢者を訪問した際に、防火の助言や指導を依頼した
630	応急手当の普及啓発		○ ・救急隊の到着までの間に手当てができるよう、自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた、応急手当の普及啓発を推進した
631	災害ボランティアセンターの運営		○ 京都市災害ボランティアセンターを運営し、①関係機関・団体との相互協力関係の構築、②ボランティアコーディネータ等の人材育成、③災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供及び調査研究の実施、④他都市の災害地・団体に対する後方支援を行った ・災害時には迅速に活動できるよう、防災訓練等への参加や関係団体との連携促進等を行った
632	家具転倒防止対策の普及・啓発		○ ・市内各所において、あらゆる機会を通じて防災訓練や防災講習、起震車による地震体験を実施し、家具転倒防止対策の重要性について、普及・啓発を実施した ・地震の危険性に関する情報及び日ごろからの備えに関する情報等の防災情報を提供した
633	防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発		○ ・消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火・防災に関する安全指導を推進するとともに、住宅用防災機器等の普及を推進した
634	住宅用火災警報器の設置促進		○ ・全ての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置に関する指導を行った ・自主防災組織の地域力を生かした共同購入を推奨した
635	交通安全普及啓発事業の推進		○ ・各区交通対策協議会の活動を中心に、ポスター・パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進した ・高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進した
636	高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育活動の推進		○ ・京都府警察本部をはじめ、関係機関、団体等の協力の下、高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教室や研修会を開催した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

番号	施策・事業	新規	進捗状況
637	家庭訪問による交通安全指導の推進		○ ・交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、京都府警察本部と連携し、老人クラブ会員、民生児童委員、老人福祉員等の協力を得ながら、高齢者と日常的に接する機会を利用した交通安全指導を積極的に推進した
638	あんしん歩行エリア対策事業の推進		○ ・あんしん歩行エリアの整備を行った
639	消費者問題に関する啓発・教育		○ ・悪質商法や製品事故等の情報を掲載した情報誌を、定期的に発行し、市役所、各区役所・支所等に配布するとともに、ホームページに掲載した ○ ・地域等に消費生活専門相談員を講師として派遣し、出前講座を実施した ・5月の消費者月間には、区役所等において、消費生活に関するパネル展を実施した
640	市民との協働による消費者啓発		○ ○ ・日常生活の中での目配り、気配り、声掛けによる地域の高齢者等の見守りを行い、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティアである「くらしのみほりたい」を募集し、活動の推進に努めた ・消費生活問題に関する啓発活動に従事する地域で核となる人材を「京（みやこ）・くらしのサポーター」として養成し、市と協働して地域に密着した啓発活動を推進した
641	消費者被害救済のための相談事業の充実		○ ・悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、消費生活総合センターでの消費生活相談、法律相談等の各種相談事業を実施するとともに、京都府、京都府警察本部、京都弁護士会等の関係機関との連携体制を強化し、相談体制の充実を図った
642	消費者被害等の迅速な情報提供		○ ・市民への情報提供を目的として、消費契約に起因する商品・役務に関する危害情報、契約上のトラブル相談情報、その他の緊急情報等を掲載した冊子を作成・配布するとともに、ホームページでも公開した ・事前に登録された市民に対して、消費契約に起因する商品・役務に関する危害情報、契約上のトラブル相談情報、その他の緊急情報等を適宜メールで発信した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒おおむね達成、△⇒着手済み、×⇒未着手

主なサービスの提供体制



○関係団体, 機関等を示す。 ●事業名, サービス名等を示す。

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(以下「プラン」という。)の進捗状況を点検・評価し、円滑な推進を図るとともに、3年ごとのプランの策定に関する協議を行うため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の一部には、市民公募委員を含めることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、委嘱の日から平成24年7月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

本要綱の施行日をもって、京都市介護保険等運営協議会設置要綱を廃止する。

第5条の規定にかかわらず、第1回目の協議会は市長が招集する。

附 則

この要綱は決定の日から施行する(平成18年3月8日付け決定)。

附 則

この要綱は決定の日から施行する(平成18年6月30日付け決定)。

附 則

この要綱は決定の日から施行する(平成21年7月6日付け決定)。

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会ワーキンググループ運営要領

1 ワーキンググループの設置

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（以下「協議会」という。）に諮る前の議題の論点整理や協議会開催後の細部の検討等を目的とした次の各号に定めるワーキンググループ（分科会）を設置する。

- (1) 京都市高齢者保健福祉計画の策定に関する事項を協議する高齢者保健福祉計画ワーキンググループ
- (2) 京都市介護保険事業計画の策定に関する事項並びに整備計画の策定及び評価、地域密着型サービスの運営に関する事項を協議する介護保険事業計画ワーキンググループ
- (3) 介護人材の確保・育成、介護サービスの質の確保、向上を目指した取組に関する事項を協議する介護サービスの質的向上ワーキンググループ
- (4) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、前3項のワーキンググループにおいて協議した事項を横断的に整理・検討する融合ワーキンググループ

2 招集

- (1) ワーキンググループは、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会長（以下「会長」という。）が招集する。
- (2) ワーキンググループの構成員は、会長が指名する。
- (3) ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 庶務

- (1) 高齢者保健福祉計画ワーキンググループ及び融合ワーキンググループの庶務は、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。
- (2) 介護保険事業計画ワーキンググループ及び介護サービスの質的向上ワーキンググループの庶務は、京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課において行う。

4 補則

この要領に定めるもののほか、ワーキンググループに必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成15年8月25日から施行する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成17年4月25日付け決定。）

附則

この要領は、決定の日から施行する。（平成18年8月29日付け決定。）

附則

この要領は，決定の日から施行する。（平成21年9月30日付け決定。）

附則

この要領は，決定の日から施行する。（平成23年3月22日付け決定。）

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会委員名簿

(五十音順・敬称略, 氏名の後の◎は会長, ●は会長職務代理者)

氏名	所属団体, 役職など	ワーキンググループ			
		融合	高齢者	介護	質的
荒田 淳平	市民公募委員		○		
荒牧 敦子	(社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	○			○
内山 昭	成美大学経営情報学部教授			○	
岡部 友子	京都府老人保健施設協会理事				○
金井 美佐子	京都市地域女性連合会常任委員			○	
北川 靖	(社)京都府医師会副会長	○		○	
木村 明祐	(社)京都府歯科医師会常務理事		○		
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会会長	○	○		
小林 正	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長				○
里村 一成	京都大学大学院医学研究科准教授		○		
塩見 英三	(社)京都市老人クラブ連合会副会長		○		
清水 紘	京都療養病床協会会長	○			○
関 弘美	(社)京都府柔道整復師会相談役		○		
田中 恵子	市民公募委員				○
田中 伸作	市民公募委員		○		
田中 泰子	市民公募委員			○	
近田 厚子	(社)京都府薬剤師会理事				○
中田 泰司	(福)京都市社会福祉協議会事務局長	○	○		
西川 淑子	龍谷大学社会学部准教授	○			○
西田 純子	市民公募委員				○
布川 雄二郎	京都府理学療法士会社会局・職能局長				○
羽賀 進	京都市老人福祉施設協議会会長	○	○		
浜岡 政好◎	佛教大学社会学部教授	○		○	
林 護	京都市民生児童委員連盟副会長		○		
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境科学研究科教授	○	○		
松本 尚子	(社)京都府看護協会専務理事				○
村上 敏明	市民公募委員			○	
森川 智代	京都弁護士会弁護士		○		
山岸 孝啓	(社)京都府介護支援専門員会副会長				○
山下 徹朗	京都商工会議所理事			○	
山田 尋志	京都地域密着型サービス事業所協議会会長	○		○	
横山 陽子	京都府訪問看護ステーション協議会副会長			○	
渡邊 能行●	京都府立医科大学教授	○		○	

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会及び 各ワーキンググループの開催日・議題

1 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会

【平成 21 年度】

	開催日	議題
第 1 回	平成 21 年 9 月 3 日	① 会長の互選, 会長職務代理者の指名について ② 会議の運営方法について ③ 市民公募委員の応募状況について ④ 高齢者福祉に関する国の動向について ⑤ 平成 21 年度第 1 回地域密着型サービス事業者(候補)の選定結果及び平成 21 年度第 2 回地域密着型サービス事業者の募集について ⑥ 京都市地域介護予防推進センター事業と伏見区内で増設するセンターの法人選定について ⑦ 地域包括支援センターの円滑な運営について
第 2 回	平成 22 年 3 月 24 日	① 京都市における平成 22 年度高齢者福祉関連予算の概要等について ② 平成 21 年度第 3 回地域密着型サービス事業者の候補の選定結果等について ③ 介護保険施設・居住系サービス事業所の整備等の取扱いについて ④ 地域包括支援センターの自己評価表等について ⑤ 「第 5 期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に向けた論点整理について

【平成 22 年度】

	開催日	議題
第 1 回	平成 23 年 1 月 11 日	① 地域密着型サービス事業者の選定について ② 地域包括支援センターの運営状況について ③ 高齢社会対策実態調査の実施について
第 2 回	平成 23 年 3 月 22 日	① 平成 23 年度京都市高齢者福祉関連予算の概要等について ② 地域密着型サービス事業者の選定等について ③ 高齢社会対策実態調査の速報値について ④ 第 5 期「京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けたスケジュール及び京都市民長寿すこやかプラン推進協議会について ⑤ 地域包括支援センターの運営状況・運営方針等について

【平成 23 年度】

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 23 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 京都地域包括ケア推進機構について ③ 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けたスケジュール（案）について ④ 第 4 期京都市民長寿すこやかプランの進捗状況の点検・評価について ⑤ 第 5 期京都市民長寿すこやかプランの方向性について ～「京都市版地域包括ケアシステム」構築に向けた現状と課題～
第 2 回	平成 23 年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 23 年度地域密着型サービス事業者候補の選定について ② 平成 22 年度地域包括支援センターの運営状況について ③ 地域包括支援センターアンケート調査結果について ④ 第 5 期京都市民長寿すこやかプランの重点課題の設定と主な記載事項について ⑤ 第 5 期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計について ⑥ 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人の指定申請に当たっての意見書の交付について
第 3 回	平成 23 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告【案】について ② 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に係るパブリックコメント及び市民説明会の実施について ③ 高齢社会対策実態調査/高齢期の生活と健康に関する調査【報告書】について
第 4 回	平成 24 年 2 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）について ② 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に係る市民説明会及びパブリックコメント実施結果について ③ 平成 24 年度京都市高齢者福祉関連予算（案）の概要等について ④ 地域包括支援センターの愛称，シンボルマークの決定について
第 5 回	平成 24 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 5 期京都市民長寿すこやかプランについて ② 地域密着型サービス事業者の指定等について ③ 平成 24 年度地域包括支援センターの運営方針等について

2 ワーキンググループ

【高齢者保健福祉計画ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成21年9月16日	① 伏見区内で増設する地域介護予防推進センターの委託法人の選定について ② 地域包括支援センターの運営状況について
第2回	平成22年3月8日	① 地域包括支援センターの自己評価表について（案） ② 地域包括支援センターの運営状況・運営方針等について ③ 国の動向について ④ 京都市の取組について
第3回	平成22年12月21日	① 地域包括支援センターの運営状況について ② 国の動向について ③ 高齢社会対策実態調査の実施について
第4回	平成23年6月20日	① 国の動向等について ② 地域包括ケアシステムの確立に向けた地域包括支援センターの現状と課題の確認及びアンケート調査の実施について
第5回	平成23年8月8日	① 第5期京都市民長寿すこやかプランの重点課題の設定と主な記載事項について ② 地域包括支援センターアンケート調査結果（速報値）について ③ 成年後見制度について ④ 高齢者の住まいについて ⑤ 介護サービス量の見込みについて
第6回	平成23年10月31日	① ケアハウスに関する考え方の見直しについて（案） ② 施設・居住系サービスに係る整備等目標数（必要利用定員総数）の設定について ③ 介護予防・日常生活支援総合事業について ④ 第5期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料について ⑤ 第5期京都市民すこやかプラン策定に向けての中間報告（案）について ⑥ 平成23年9月市会における補正予算の概要について
第7回	平成24年1月27日	① 第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について ② 第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）について ③ 介護支援ボランティア事業について ④ 地域主権改革に伴う権限移譲について ⑤ 地域包括支援センター愛称募集等について

【介護保険事業計画ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成21年11月19日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 地域密着型サービス事業者の選定等について
第2回	平成22年2月24日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 地域密着型サービス事業者の指定等について ③ 介護保険施設・居住系サービス事業所の整備等の取扱いについて ④ 介護サービス等基盤整備計画について ⑤ 地域包括支援センターの設置等に関する承認事項について
第3回	平成22年7月20日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 地域密着型サービス事業者の選定等について
第4回	平成22年11月17日	① 地域密着型サービス事業者の指定等について ② 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について
第5回	平成22年12月22日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 高齢社会対策実態調査の実施について
第6回	平成23年2月22日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 地域密着型サービス事業者の選定等について
第7回	平成23年7月20日	① 地域密着型サービス事業者の指定等について ② 第5期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計 ③ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について
第8回	平成23年8月10日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 第5期京都市民長寿すこやかプランの重点課題の設定と主な記載事項について ③ 第5期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計
第9回	平成23年9月27日	① ケアハウスに関する考え方の見直しについて（案） ② 第5期プランにおける地域密着型サービスの基盤整備の考え方（案）及び施設・居住系サービスに係る整備目標数の設定について ③ 第5期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料設定について ④ 地域密着型サービス事前協議における事業者候補の選定について（案） ⑤ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ⑥ 平成23年9月市会における補正予算案の概要について（長寿社会部分）

	開催日	議 題
第10回	平成23年11月1日	① 介護予防・日常生活支援総合事業について ② 第5期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料について ③ 第5期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告(案)について ④ 平成23年度第2回地域密着型サービス事業者の公募の実施等について(案) ⑤ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録受付開始について ⑥ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について
第11回	平成24年1月24日	① 第5期京都市民長寿すこやかプラン(案)中間報告に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について ② 第5期京都市民長寿すこやかプラン(案)について ③ 地域主権改革に伴う権限移譲について ④ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について
第12回	平成24年2月16日	① 地域密着型サービス事業者の指定等について ② 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について

【介護サービスの質的向上ワーキンググループ】

	開催日	議 題
第1回	平成22年2月25日	① 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ② 介護サービスの質的向上に係る現状と課題について
第2回	平成22年12月21日	① 介護サービスの質的向上に係る現状と課題について ② 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ③ 高齢社会対策実態調査の実施について
第3回	平成23年8月9日	① 介護サービスの質的向上に係る現状と課題について ② 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ③ 第5期京都市民長寿すこやかプランの重点課題の設定と主な記載事項について ④ 成年後見制度について ⑤ 第5期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計
第4回	平成23年11月1日	① ケアハウスに関する考え方の見直しについて(案)及び施設・居住系サービスに係る整備等目標数(必要利用定員総数)の設定について ② 介護予防・日常生活支援総合事業について ③ 第5期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料について ④ 第5期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告(案)について ⑤ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について ⑥ 平成23年9月市会における補正予算案の概要について(長寿社会部分)

	開 催 日	議 題
第 5 回	平成 24 年 1 月 27 日	① 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に係る市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について ② 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（案）について ③ 地域主権改革に伴う権限移譲について ④ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について

【融合ワーキンググループ】

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成 23 年 8 月 31 日	① 第 5 期京都市民長寿すこやかプランの重点課題の設定と主な記載事項について ② 第 5 期介護保険事業計画の策定に係る介護サービス量の推計について
第 2 回	平成 23 年 11 月 15 日	① 第 5 期京都市民長寿すこやかプラン中間報告（案）について ② 高齢社会対策実態調査報告書（案）について ③ 地域密着型サービス事業所に係る利用状況について ④ 高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について